

## 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部転入学及び編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部（以下「本学部」という。）への転入学及び編入学について必要な事項を定めるものとする。

(転入学及び編入学の年次)

第2条 転入学及び編入学の年次は、第2年次又は第3年次とする。

(定員)

第3条 転入学及び編入学の定員は、若干名とする。

(出願資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 2年次への転入学及び編入学は、4年制大学又は短期大学に1年以上（休学期間を除く。在学した者又は1年以上（休学期間を除く。）在学見込みの者、3年次への転入学及び編入学は、4年制大学又は短期大学に2年以上（休学期間を除く。）在学し、62単位以上を修得した者又は2年以上（休学期間を除く。）在学見込みで、62単位以上を修得見込みの者
- (2) 4年制大学を卒業した者又は別に定める期限までに卒業見込みの者
- (3) 短期大学を卒業した者又は別に定める期限までに卒業見込みの者
- (4) 高等専門学校を卒業した者又は別に定める期限までに卒業見込みの者
- (5) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は学位を授与される見込みの者
- (6) 学校教育法第132条の規定により、専修学校の専門課程を修了した者又は修了見込みの者
- (7) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者又は修了見込みの者
- (8) 学校教育法第58条の2の規定により、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込みの者
- (9) 前各号に準ずる者

(選考)

第5条 転入学及び編入学の選考は、書類審査（単位認定審査を含む。）及び面接等により、教授会の委任を受けて関係教員が行う。

(入学許可)

第6条 転入学及び編入学の許可は、学長が国際コミュニケーション学部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で行う。

(修業年限及び在学期間等)

第7条 2年次への転入学及び編入学を許可された者の修業年限は3年、3年次への転入学及び編入学を許可された者の修業年限は2年とする。

- 2 2年次への転入学及び編入学を許可された者の在学期間は、6年を超えることができない。3年次への転入学及び編入学を許可された者の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。
- 3 転入学及び編入学を許可された者の休学については、学則の定めによる。

(転入学及び編入学の年次の決定)

第8条 転入学及び編入学の年次の決定は、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

(科目等履修生の修得単位の認定)

第9条 本学部に転入学及び編入学した者が入学前に学則第41条の科目等履修生として修得した単位は、本学の教養教育科目又は教養科目の単位、専門教育科目又は専門科目の単位、教職に関する科目の単位、博物館(学芸員)に関する科目の単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定は、教務委員会の審査に基づき、教授会が行う。

(既修得単位の認定)

第10条 学則第24条第1項及び第2項の規定による既修得単位(以下「既修得単位」という。)の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。

- 2 前項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する事項は別に定める。

(規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、転入学及び編入学の入学生について準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、入学試験委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部転入学及び編入学規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。